

# 就労支援員（会計年度任用職員・パートタイム）募集要項

## 1 募集区分・募集人数

- (1) 募集区分 就労支援員（会計年度任用職員・パートタイム）
- (2) 募集人数 1人

## 2 勤務場所

守山市役所健康福祉政策課（守山市吉身二丁目5番22号）

転勤の可能性：なし

## 3 業務内容

- (1) 生活保護受給者の就労支援に関すること。
- (2) ハローワークや就労関係機関との連携および連絡調整に関すること。
- (3) その他所属長の定める事項に関すること。

変更範囲：変更なし

## 4 資格要件

- (1) 年齢 問いません
- (2) 資格 ①次のいずれかに該当する人
  - ・社会福祉士または社会福祉主任用資格を有する人
  - ・福祉分野等の相談業務経験または就労支援業務経験を有する人
- ②普通自動車免許を有している人
- ③パソコン操作（ワード、エクセル）が可能な人

## 5 勤務条件

- (1) 任用期間 採用日から令和8年3月31日（1年）  
(任用期間内の勤務成績が良好である場合は4回に限り、再度任用の可能性あり)
- (2) 勤務日数・時間 週4日 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 報酬・手当 月額198,492円※1年目の報酬額  
賞与（期末手当+勤勉手当）  
1年目：2.99月分 2年目以降：4.6月分（予定）  
※採用日および人事評価等によって支給月数は変動します。  
※給料等は、今後の制度改革に伴い変更となる可能性があります。  
費用弁償
- (4) 休暇等 土・日曜日、祝日、年末年始  
年次有給休暇、夏季休暇、忌引きほか
- (5) 健康保険等 滋賀県市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険

(6) マイカー通勤 可（駐車場の手配等はご自身でしていただきます。駐車料金自己負担）

(7) 退職等 ①任用期間が満了した場合  
②任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります。

- ・勤務実績が良くない場合
- ・心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- ・会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合またはふさわしくない非行があった場合
- ・制度の改廃または予算の減少により廃職等が生じた場合

6 条件付採用期間 任用ごとに1月（毎年度。正式採用しない場合、解雇予告の対象）

7 服務 地方公務員法が適用されます（業務上知り得たことについての守秘義務等）

8 試験日程等

(1) 試験

作文・面接試験

(2) 日時・場所

応募があり次第、調整し実施

(3) 試験当日に履歴書（写真貼付）、職務経歴書、社会福祉士等の資格を有する方は資格を証明する免許証、運転免許証を持参

(4) 採用の決定

試験日から7日以内に文書で通知

9 申込方法等

(1) 次のいずれかの方法で申し込み

- ・健康福祉政策課へ電話または直接申し込み
- ・ジョブプラザ守山または草津公共職業安定所に申し込み。（交付された紹介状を試験日当日に持参）

(2) 申込期限

令和8年2月20日（金） 執務時間中（土・日曜日、祝日除く）

※採用が決まり次第終了

10 問い合わせ

健康福祉政策課 電話582-1123 FAX077-582-1138

メール fukushiseisaku-01shafuku@city.moriyama.lg.jp